

ユニフォーム等について

【ユニフォーム(上着)】

- ・連盟規程細則第12条 5 (2)により、左袖に日本字またはローマ字による都道府県名を必ずつけなければならない。また、他のものをつけてはならない。
例)秋田・AKITA・Akitaなど



この部分は県名のみ

- ・連盟規程細則第12条 5 (2)により、右袖には、社章、商章、クラブのマスコット等をつけることは差支えない。

【ファウルカップ(キャッチャーのみ)】

- ・競技者必携2012,15ページ 4の①により、試合に出場する捕手、およびブルペンの捕手は、ファウルカップを着用すること。

【サングラス】

- ・全日本軟式野球連盟2011新規取り決め事項により、選手、監督、審判員は、天候状態により大会本部の承認の基にサングラス(ミラーレンズは不可とする。)の着用を認める。

着用可



着用不可

